

<p>(違反の措置)</p> <p>第18条 庁舎管理者は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対して、庁舎等から退去を求め、その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 第15条第1項又は前条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第15条第2項、第3項又は第16条の規定による条件若しくは指示を守らない者</p> <p>第19条 庁舎管理者は、次の各号の<u>一</u>に該当する物が庁舎等にある場合には、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者に、その物の撤去を求め、その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第17条の規定に違反した行為に係る物</p>	<p>2 本庁の課の長及び出先機関の長は、前項の規定に違反した者に対し、管理する室からの退去を求めることができる。</p> <p>3 庁舎管理者は、第1項の規定に違反した者が前項の規定による退去の求めに応じない場合その他必要と認められる場合は、当該違反行為をした者に対し、庁舎等から退去することを命じ、その他庁舎等の管理に関し必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(違反の措置)</p> <p>第18条 庁舎管理者は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者に対して、庁舎等から退去を求め、その他<u>庁舎等の管理</u>に関し必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 第15条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第15条第2項若しくは第3項又は第16条の規定による条件又は指示を守らない者</p> <p>第19条 庁舎管理者は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する物が庁舎等にある場合には、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者に、その物の撤去を求め、その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第17条第1項の規定に違反した行為に係る物</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第17条に2項を加える改正規定、第18条の改正規定（同条第2号に係る部分を除く。）及び第19条第2号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

地域農業改良普及センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第8号

地域農業改良普及センター管理規則の一部を改正する規則

地域農業改良普及センター管理規則（平成20年宮崎県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第5条・第6条 [略]</p>	<p><u>(利用の許可)</u></p> <p>第5条 センターを利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付すことができる。</p> <p>第6条・第7条 [略]</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 206号

牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（

昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成31年 4月1日から 平成32年 3月31日まで
	結核病		ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病		一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛白血病		一般臨床検査及び抗体検査		
	アカバネ病				

	チュウザン病		
	アイノウイルス感染症		
	イバラキ病		
	牛流行熱		
	牛ウイルス性下痢・粘膜炎		一般臨床検査及び抗原検査
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満96月以上の死亡牛若しくは起立不能等を呈し月齢又は推定月齢が満48月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及び細菌検査
	馬パラチフス		
	馬伝染性子宮炎		
めん羊及び山羊	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満12月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	エライザ検査
豚	豚コレラ	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査
	オーエスキー病		一般臨床検査及び遺伝子検査
	豚繁殖・呼吸障害症候群		
	伝染性胃腸炎		
	豚流行性下痢		
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査
	低病原性鳥インフルエンザ		一般臨床検査及び細菌検査
	ニューカッスル病		
	家きんサルモネラ感染症		
	鶏マイコプラズマ病		
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フーデリー霧島店
宮崎市霧島三丁目57番地2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハットリー 代表取締役 宮田武虎
宮崎市霧島三丁目57番地2
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハットリー 代表取締役 宮田武虎
宮崎市霧島三丁目57番地2

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年11月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,692㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側（駐車場No.1）	84台
建物敷地北側隔地駐車場（駐車場No.2）	20台
合計	104台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側（荷さばき施設No.1）	31.5㎡
建物南側（荷さばき施設No.2）	31.5㎡
建物西側（荷さばき施設No.3）	31.5㎡
合計	94.5㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 7.90㎡

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4箇所 建物敷地北側、南側及び西側（駐車場No.1）
2箇所 敷地南側（駐車場No.2）
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで（荷さばき施設No.1及び2）
24時間（荷さばき施設No.3）
- 8 届出年月日
平成31年3月5日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

- 事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成31年3月18日から平成31年7月18日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
平成31年3月18日から平成31年7月18日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、中山・花見地区3換地区区営土地改良事業（宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）に係る換地処分をした。
平成31年3月18日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月18日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第18条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。 (1)～(5)の3 [略]</p> <p>(6) [略] (採用についての選考の委任)</p> <p>第44条 人事委員会は、第18条に規定する職のうち次の各号に掲げる職への採用についての選考の実施を任命権者に委任する。 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用試験名</th> <th>受験資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察官採用試験A（男性）</td> <td>当該年度の初日の前日における年齢が満30歳未満の男子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者</td> </tr> <tr> <td>警察官採用試験A（女性）</td> <td>当該年度の初日の前日における年齢が満30歳未満の女子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日</td> </tr> </tbody> </table>	採用試験名	受験資格	[略]		警察官採用試験A（男性）	当該年度の初日の前日における年齢が満30歳未満の男子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	警察官採用試験A（女性）	当該年度の初日の前日における年齢が満30歳未満の女子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第18条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。 (1)～(5)の3 [略]</p> <p><u>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</u></p> <p>(7) [略] (採用についての選考の委任)</p> <p>第44条 人事委員会は、第18条に規定する職のうち次の各号に掲げる職への採用についての選考の実施を任命権者に委任する。 (1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用試験名</th> <th>受験資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察官採用試験A（男性）</td> <td>当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の男子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者</td> </tr> <tr> <td>警察官採用試験A（女性）</td> <td>当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の女子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日</td> </tr> </tbody> </table>	採用試験名	受験資格	[略]		警察官採用試験A（男性）	当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の男子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	警察官採用試験A（女性）	当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の女子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日
採用試験名	受験資格																
[略]																	
警察官採用試験A（男性）	当該年度の初日の前日における年齢が満30歳未満の男子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者																
警察官採用試験A（女性）	当該年度の初日の前日における年齢が満30歳未満の女子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日																
採用試験名	受験資格																
[略]																	
警察官採用試験A（男性）	当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の男子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者																
警察官採用試験A（女性）	当該年度の初日の前日における年齢が満35歳未満の女子で大学の卒業業者若しくは翌年3月末日																

性)	までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	性)	までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
警察官採用試験 B (男性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満30歳未満の男子。ただし、警察官採用試験 A (男性) の資格を有する者を除く。	警察官採用試験 B (男性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満35歳未満の男子。ただし、警察官採用試験 A (男性) の資格を有する者を除く。
警察官採用試験 B (女性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満30歳未満の女子。ただし、警察官採用試験 A (女性) の資格を有する者を除く。	警察官採用試験 B (女性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満35歳未満の女子。ただし、警察官採用試験 A (女性) の資格を有する者を除く。
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--